

令和4年3月理事会議事録

- 1 開催日時 令和4年3月23日（水） 15時00分 ～ 16時19分
- 2 場 所 社会保険診療報酬支払基金本部
- 3 出席者
- | | |
|-------------------|-----------|
| 理 事 長 | 神 田 裕 二 |
| 専 務 理 事 | 神 山 浩 一 |
| 公 益 代 表 理 事 | 山 本 光 昭 |
| 同 | 佐 藤 裕 一 |
| 保 険 者 代 表 理 事 | 木 倉 敬 之 |
| 同 | 鳥 海 孝 治 |
| 同 | 長 尾 健 男 |
| 被 保 険 者 代 表 理 事 | 安 原 三 紀 子 |
| 同 | 伊 藤 彰 久 |
| 診 療 担 当 者 代 表 理 事 | 猪 口 雄 二 |
| 同 | 松 本 吉 郎 |
| 同 | 松 本 純 一 |
| 同 | 遠 藤 秀 樹 |
| 公 益 代 表 監 事 | 塔 下 和 彦 |
| 保 険 者 代 表 監 事 | 吉 田 雄 彦 |
| 被 保 険 者 代 表 監 事 | 田 中 伸 一 |
| 常 任 顧 問 | 山 崎 章 一 |
| 参 与 | 安 部 好 弘 |
- 4 議 題
- 1 議事
- (1) 役員を選任（案）
 - (2) 令和3事業年度特定健診等決済代行事業費予算、事業計画及び資金計画の変更（案）
 - (3) 令和4事業年度医療機関等情報化補助関係特別会計予算、事業計画及び資金計画（案）
 - (4) 令和4事業年度支払基金連結情報提供関係特別会計予算、事業計画及び資金計画（案）
 - (5) 令和4事業年度前期高齢者関係等特別会計予算、事業計画及び資金計画（案）
- 2 報告事項
- (1) 支部監事監査結果報告（令和3年度下期）

(2) 支部及び本部総合監査結果報告（令和3年10月～令和4年2月実施分）

3 定例報告

(1) 令和4年1月審査分の審査状況

(2) 令和4年2月審査分の特別審査委員会審査状況

5 議事内容

（理事長）

ただいまから理事会を開催する。

本理事会の議事録署名者として、長尾理事、遠藤理事にお願いする。

本日は、保険者代表の北原理事、被保険者代表の古川理事と福田理事が欠席である。診療担当者代表の猪口理事は、遅れてウェブで参加される。現時点で、理事会の構成員である理事長及び理事の総数16名のうち、12名の出席を確認しているので、支払基金定款第21条第1項に規定されている定足数を満たしており、本理事会が成立することを申し添える。

それでは、議題に入る。

まず、議事(1)役員を選任(案)についてお諮りをする。

今般、被保険者代表の田中伸一監事から退任したい旨、申出があり、所属団体に候補者の推薦を求めたところ、被保険者代表の監事として、公益財団法人連合総合生活開発研究所専務理事の新谷信幸氏が推薦された。

役員を選任については、支払基金の定款第6条第2項において、理事会で選任するとなっている。この規定に基づき、新谷信幸氏を監事に選任することとしてよろしいか。

（異議なし）

異議なしと認め、新谷氏を監事に選任することとする。

役員を選任については、支払基金法において厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないとなっており、直ちに厚生労働大臣に認可申請することといたしたい。

なお、新谷氏の任期については、支払基金定款第7条第1項において、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とするとなっており、令和4年8月26日までとなる。

次に、議事(2)令和3事業年度特定健診等決済代行業業費予算、事業計画及び資金計画の変更(案)についてお諮りをする。

事務局から説明する。

-----事務局から資料説明-----

令和3事業年度特定健診等決済代行業費予算、事業計画及び資金計画の変更（案）について、高齢者医療の確保に関する法律に基づく特定健診等決済代行業費予算の変更等の議決事項について説明。

（理事長）

ただいまの令和3事業年度特定健診等決済代行業費予算、事業計画及び資金計画の変更（案）について、質問、意見等があればご発言ください。

（質問・意見等なし）

特段の質問・意見等がないようであれば、ただいま説明した原案のとおり決定することとしてよろしいか。

（異議なし）

異議なしと認め、原案のとおり決定し、法令の定めるところにより、厚生労働大臣宛認可申請の手続きを行うこととする。

続いて、議事(3)以降の令和4事業年度の特別会計予算、事業計画、資金計画（案）についてお諮りをする。

最初にお手元の資料No.2をご覧ください。

支払基金の会計は非常に多数あり、まず、従前一般会計といていた審査支払に関する業務を経理する審査支払会計。次の保健医療情報の活用に関する業務のうち、オンライン資格確認等システムの運用、新しいシステムの開発、情報分析等を行う会計である保健医療情報会計は、2月の理事会にお諮りして決定していただいた。

この審査支払会計、保健医療情報会計については、支払基金法に根拠を置く会計で、従前の区分での一般会計に相当するものである。

本理事会で説明させていただくのは、保健医療情報の活用に関する業務のうち、医療介護総合確保法に基づく医療情報化支援基金の関係を経理する特別会計と連結情報提供関係の特別会計、そして、前期高齢者、後期高齢者、介護保険などの各種の財政調整を行う特別会計、また、高齢者医療確保法に基づく認可事業、あるいは、特定B型肝炎ウイルス感染者に対する給付金の会計である。

最初に、医療介護総合確保法に基づく会計について、事務局から説明する。

-----事務局から資料説明-----

令和4事業年度医療機関等情報化補助関係特別会計予算、事業計画及び資金計画（案）について、令和4事業年度事業計画（案）の概要、医療機関等情報化補助関係特別会計収入支出予算：オンライン資格確認（案）・電子カルテ標準化（案）・電子処方箋導入（案）及び令和4事業年度支払基金連結情報提供関係特別会計予算、事業計画及び資金計画（案）について、令和4事業年度事業計画（案）の概要、支払基金連結情報提供関係特別会計連結情報提供勘定予算（案）の議決事項について説明。

（理事長）

ただいまの令和4事業年度医療機関等情報化補助関係、支払基金連結情報提供関係の特別会計予算、事業計画及び資金計画（案）について、質問、意見等があればご発言ください。

（質問・意見等なし）

特段の質問、意見がないようであれば、原案のとおり決定することとしてよろしいか。

（異議なし）

異議なしと認め、原案のとおり決定する。

法令の定めるところにより、厚生労働大臣宛て認可申請の手続を行うこととする。

続いて、議題(5)の先ほど申し上げた各種の財政調整の特別会計について、前期高齢者及び後期高齢者医療の特別会計等を中心に事務局から説明する。

-----事務局から資料説明-----

令和4事業年度前期高齢者関係等特別会計予算、事業計画及び資金計画（案）について、令和4事業年度事業計画（案）の概要、令和4事業年度事業費勘定予算のポイント、事業費勘定予算（案）及び事務費勘定予算（案）の議決事項について説明。

（理事長）

それでは、ただいまの特別会計の予算等について、時間の関係で前期高齢者と後期高齢者医療の特別会計について説明をさせていただいたが、そ

のほかの会計についてもお手元の議案書と資料1をご覧ください、全体として7会計の予算(案)について、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がないようであれば、原案のとおり決定することとしてよろしいか。

(異議なし)

それでは、異議なしと認め原案のとおり決定し、法令の定めるところにより厚生労働大臣宛て認可申請の手続を行うこととする。

続いて、報告事項に移る。

報告事項(1)支部監事監査結果報告（令和3年度下期分）について、公益代表監事から報告する。

(公益代表監事)

それでは、スライド35をご覧ください。

令和3年度下期の支部監査結果について報告する。

監査対象支部としては、審査事務集約に際して、同じブロック内での受け側・出し側となる、愛知と岐阜、それから大阪と京都の4支部に対して行った。

監査に当たっては、マネジメント的な側面からの支部運営状況、審査事務集約に向けた取組状況の2点を中心とした確認を行っている。

下段の表は、事務集約に伴って各支部の組織体制の変化を示している。岐阜支部は愛知センターに、京都支部は大阪センターにそれぞれ集約されることになっている。

続いて、各支部の監査講評につき、簡単に説明する。

スライド36をご覧ください。

愛知支部は、支部長のリーダーシップの下、統制のある組織運営がなされており、行動計画目標の達成状況、事務事故の発生状況ともに、実績は極めて良好であり、業務品質は安定していると考えている。

こうした安定した業務運営をベースとして、10月の事務集約に向けては全国の模範となる取組をお願いしたいと考えている。

次に、岐阜支部については、残念ながら課題のある状況に見受けられた。管理職の年齢構成上の課題もあるのかもしれないが、マネジメント面、コミュニケーション面で支部長も腐心している様子である。自ら職員に働きかけて声を拾い、優先順位をつけてできるところから取り組むことを期待

したいとの話をしている。

また、事務集約面では、他支部に比べると、自動車通勤から電車通勤になることや、あるいは愛知支部と一緒にすることへの抵抗感があるように感じられた。この点、組織融和に向けて何ができるかということを考えていくことも必要である。また岐阜支部自体が通常のオペレーションで苦勞している様子であり、センター移行に伴う課題については、受入れ側となる愛知支部でしっかりとサポートしていくことが必要である。

続いて、スライド37をご覧いただきたい。

京都支部については、職員間のコミュニケーションも良好な印象だが、これは他の支部も少なからず同じであり、管理職と職員との業務上の一体感という点では課題があると感じられる、記載のような、係長以下の職員にも支部運営に関わらせるなどの工夫を考えてみてはどうかとの話をしている。

事務集約面では、支部独自の業務取扱、業務分担の見直しなどに取り組んでいるが、全般的には本部の指示待ちの印象であるため、より自発的な取組をお願いしたい。

大阪支部は、組織内のコミュニケーションは良好であるものの、大規模支部であることにも起因するのかもしれないが、方針・指示が必ずしも理解・徹底されていない状況もあると見受けられた。行動計画も複数項目で目標未達の状況であり、管理職層にはぜひマネジメント力を発揮していただきたいと思います。

事務集約面では、支部ローカルルール、これは事務取扱上のローカルルールだが、審査事務分担、再審査日程等、見直しに向けた取組を行っている。ただ、こうした取組というのは大阪支部内でとどまっているため、ブロック内の他支部と歩調を合わせた取組を今後お願いしたいと思います。

全体を通じては、集約に向けた取組は、あくまで監査を行った時点であるが、支部ごとに区々である部分もあると感じられた。

集約に向けた諸課題については、現在のところ本部各部も鋭意検討・対応を行っているところではあるが、各支部・各ブロックで取組内容やスケジュール・進捗面ではばらつきが出ないように、足並みをそろえさせていくために、対応すべき事項の明確化や早期の提示・発信といった点について、より留意した運営をお願いできればと思っている。

(理事長)

ただいまの支部監事監査結果報告について、質問、意見等があればご発言ください。

(保険者代表理事)

参考までにお聞きしたい。今回、中部ブロック、近畿ブロックのそれぞれ中核事務センターになる愛知支部と大阪支部を選定し、集約される岐阜支部と京都支部をセットにして対比された形でまとめているが、中部の中では岐阜を選定し、近畿の中では京都を選定したのは何か理由があるのか。

(公益代表監事)

特段の意味合いというのではない。支部の日程を踏まえて京都と岐阜を結果的に選んだという形。その中で岐阜については、他支部と比べてやや運営上の課題があるという印象を受けた形になっている。

(保険者代表理事)

承知した。

(理事長)

他に、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

質問、意見等がないようであれば、次に報告事項の(2)支部及び本部総合監査結果報告（令和3年10月～令和4年2月実施分）について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

支部及び本部総合監査結果報告（令和3年10月～令和4年2月実施分）の支部総合監査結果について、監査総括、主な要改善事項、支部ごとの評価結果を説明、本部総合監査結果について、監査事項、監査結果概況、各部署における要改善事項について説明

(理事長)

ただいまの支部及び本部総合監査結果報告について、質問、意見等があればご発言ください。

(保険者代表理事)

スライド43、44に掲載されているのが令和3年度のトータル分だという認識で伺った。合計で14支部実施したことになるが、設定されている評価区分だと、14支部の結果が、Sが一つ、Aが三つ、Bが四つで、点数のみに

よらない評価も反映してCが六つという結果になっている。

この結果のみを見ると、C評価が全体の半分近くでかつ一番数が多い。本部としてこの結果自体をどう評価なり総括しているのかを伺いたい。

例えば、評価の低い支部が多いこと自体が課題であり改善しないといけない、という総括なのか、あるいは支部集約を意識して、従来よりも厳格な視点で監査を実施したので、この結果はいわば想定範囲であり、今のうちに来ていないところを洗い出したということには意義がある、という受け止めなのか。あるいはこの減点方式による評価軸の設定そのものに課題感があるという考えなのか。このあたりの認識をお聞かせ願いたい。

(事務局)

まず、今ご指摘いただいたとおり、Sが1、Aが3、Bが4、Cが6というような傾向になっており、今年度については、昨年度と多少監査の方法、項目を変更しているというところがある。重点監査項目の中で、行動計画の取組状況、通知・マニュアルの遵守状況、事故・誤処理の防止の状況という点について、中心に監査を行ったというところがあった。

その中で、結果としては、昨年度と比較すると、多少総合評価としては良くなかった支部が多かったというところである。

その点については、先ほど、理事のほうからも2番目にお話があったが、本年の10月からの事務集約に向けては、当然、各支部も目標を設定して頑張っているところであるが、センター・事務局という形で人事異動があって集約していくことから、当然、リスクとまでは言わないが、業務の方法も変わっているところであり、それまでに支部における行動計画の取組状況をきちんと確認をして、不備がある支部については、9月までに改善をした上でセンター・事務局の集約に向かっていくというところもある。

本部の中でも、監査部だけではなく他部とも連携を行い、この評価が妥当だということを確認しており、今後、改善に向けて速やかに取り組んでいくという点を指摘をしたという状況である。

(理事長)

特に監査を厳しくしたとか緩くしたとかいうことはないと思っている。

審査事務の目標を各支部に立てさせて、その具体的な目標達成のための行動計画というのを立てさせている。

具体的には、審査結果の理由をきちっと記載をすとか、あるいはコンピュータチェックがついているものは、再審査で査定が発生しないように原審査の段階でしっかりコンピュータチェックを疑義転換して査定をすることであるとか、そういう目標を立てているわけであるが、今年度、監査の対象となった支部は、比較的その達成状況が芳しくないところが非

常に多かった。

先ほどのスライド41の左下にあるが、総合的に評価をして、減点数としては必ずしもC区分の減点になっていないところであっても、達成状況が非常に芳しくないということで、この監査結果の報告を役員間でディスカッションなどをしており、総合的に評価をしてC評価にしたということであって、特に緩くしたとか厳しくしたということではなく、客観的に公平に見て、審査事務の目標に対する取組状況を評価した結果、このようになったということである。

支部集約に向けて、各支部にお願いしているのは、特にこの中でも宮城は東北の中核審査事務センターが設置をされる県であり、とりわけこうしたところが、今後は、ブロック内の審査委員会事務局とか分室などを本部と連携をしながら指導していく立場になるので、こうした集約拠点における成績を令和4年度の前半に底上げをする必要がある。その点については、3月に開催した支部長会議でも、審査委員長にも足元のこの実績をよく確認をしていただいて、支部長と連携をしながら、審査委員の協力も得ながら、審査の実績の改善をしていただくように本部からも支部長、審査委員長にお願いをしている。

(保険者代表理事)

承知した。

(理事長)

他に、質問、意見等があればご発言ください。

(被保険者代表理事)

今の理事長のご説明だと、客観的に、この監査結果をこう評価しているという話だったと思うが、総合的に勘案して減点点数による評価と違う総合評価というようなことをこれまでもしてきたのか。

(事務局)

この取組は令和3年度からである。

(被保険者代表理事)

今回からということか。

(事務局)

今年度からである。

(被保険者代表理事)

この総合的に評価をするということについては、監査計画とかには明記があったのか。

(事務局)

昨年の10月の理事会時に、今年度の上期の4支部の監査の結果報告を行わせていただいたが、その際に、まず評価のルールを変更したいと説明をさせていただいた。その中で点数にかかわらず総合的に勘案して評価を行うというところについて変更したいという話をさせていただいた。

(被保険者代表理事)

その客観的、公平に見たということ、減点点数が同じあるいはむしろ多かったとしても、重要度Ⅳに該当する減点点数が多いのを重篤な問題があるという評価をしたのだと思う。具体的にいうと、和歌山と静岡は減点点数では和歌山のほうが多いように見える。重要度Ⅳで15点というところについては共通しているが、静岡のほうがその総合評価によってCに落ちるということが、どういう総合的な判断なのか。先ほどの説明だと一般論だったので分からないが、何か特殊な事情でもあるのか。公平にと客観的にと言う説明と合っていないようにも見える。不公平感だけが現場に残るとモチベーションの低下とかにつながりかねないので、もう少し詳しい説明をお願いしたい。

(事務局)

点数については、先ほど具体的に静岡支部や和歌山支部の話があった。両支部とも30点台の合計点数になっている。

この点については、評価の方法を変更したという中で、先ほど途中で説明をさせていただいたが、業務フローの中で、特に行動計画の取組、通知・マニュアルに沿った業務の実施、PDCA管理の徹底といったところに着目をして監査を行っており、そういった部分が他の支部と比較するとあまり守られていないところについては、総合点数によらずに、改めて客観的に評価を行って見直しをするという方法を取ったということである。

(被保険者代表理事)

重要度のⅣを単純に問題が大きいものとしてカウントしているわけではなく、重要度Ⅳの中の実際の監査指摘事項によってまたウエートがあるということか。

(事務局)

そのようにご理解いただければと思う。

(被保険者代表理事)

山形はAということであるが、減点点数21でその業務部門の重要度Ⅳの減点点数が15ということであるということも言えると思うが、これだけ説明聞いて、重要度Ⅳの中の特にこういうものが徹底されていないということでの指摘なんだというのは、当該支部の職員にきちんと伝わるように、支部長を通じてということになると思うが、きちんと報告をしていただく必要があると思う。

不公平感だけが残ると、厳正な評価というのが裏目に出てしまいかねないと思うので、そのようにしていただきたい。

(事務局)

ありがとうございます。

来年度に向けて、そのような点を含めて支部、また、センター・事務局に説明ができるように準備をしたいと思う。

(理事長)

他に、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

ご指摘のあった点については、もう少し分かりやすく説明することについて、今後、検討していきたいと思う。

続いて、定例報告に移る。

定例報告の(1)令和4年1月審査分の審査状況について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

令和4年1月審査分の審査状況について説明。

(理事長)

ただいまの令和4年1月審査分の審査状況について、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がないようであれば、次に、定例報告の(2)令和4年2月審査分の特別審査委員会審査状況について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

令和4年2月審査分の特別審査委員会審査状況について説明。

(理事長)

ただいまの特別審査委員会の審査状況について、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

全体を通して、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がないようであれば、本日が最後の理事会となる田中監事から一言ご挨拶をお願いしたい。

(田中監事挨拶)

(理事長)

田中監事、ありがとうございました。

10年以上の長きにわたりましてご指導を賜りましたことを心から感謝申し上げます。

本日の理事会は、これをもって閉会とする。

次回の理事会については、4月25日月曜日、午後3時から開催する予定としているのでよろしくお願い申し上げます。

令和4年3月23日

理 事 長 神 田 裕 二

保 険 者 代 表 理 事 長 尾 健 男

診 療 担 当 者 代 表 理 事 遠 藤 秀 樹